

岐阜県公報

号外 (1) 令和五年一月十七日

目 次

規 則

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則
防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(防 災 課)

ページ

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則
の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月十七日

岐阜県規則第二号

岐阜県知事 古 田 筆

規 則

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則
規則の一部を改正する規則

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則
(平成二十六年岐阜県規則第九十四号) の一部を次のようにより改正する。
第四条に次の一号を加える。

三 株式会社ヤマップ

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和五年一月十七日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社